

# 「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業における食育教材作成業務委託仕様書

## 1 委託業務名

「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業における食育教材作成

## 2 業務期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

## 3 委託料限度額

37,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 業務の目的

「おいしい！広島」プロジェクトは、G7広島サミットの開催を契機に、これまで生産者や観光事業者、飲食店など、県内の食に関わる事業者・団体等に広く働きかけ、広島の「おいしい」を共に創る仲間づくりを行なながら、様々な企画を実施してきた。

この取組の一環として、若者や子供たちへの食育や学生との共創など、おいしいを学び楽しむ人たちへの支援に取り組んでいるところである。

一方、食卓と農林水産業の現場の距離が広がる中で、生産者との関係性が希薄化し、生産現場の実態を知らない子供も増えている。このような中、子供の頃から食を支える農林水産業への理解を促進する取組が重要となっている。

本業務では、学校給食や教科等での学習の際に興味を持って学べるコンテンツを制作し、県産農林水産物の魅力や生産者のこだわりを伝えるなど、地産地消の取組を推進することで、子供たちの地域への愛着心の醸成を図り、県産農林水産物の消費拡大につなげる。

### 【この業務を通じて達成したい指標】

・県内小中学校における食育教材の使用率

(R8目標) ●%

・「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業や地産地消の推進について県が各小中学生に対して実施するアンケートにおける、次の項目に係る回答割合（5段階評価のうち上位2段階）

① 県産農林水産物や生産者に関する知識が増えた

② 県産農林水産物を積極的に食べたいと思った（うようになった）

③ （中学生のみ）農林水産業などの広島の食に関わる業界について興味・関心を持った

(R8目標) ①●% ②●% ③●%

※各指標項目における目標値は、提案内容に含めること。

### 【関連指標】※食のブランド調査

・県産品を意識して購入する人の割合（5段階評価のうち上位2段階）

(R6実績) 35.9% (R8目標) 40.6%

・県民の「ひろしまは美しさの宝庫である」への共感度（5段階評価のうち最上位）

(R6実績) 20.5% (R8目標) 26.4%

## 5 業務内容

### (1) 業務の主たる対象と教材の内容等

対象	教材の種類	数量	教材の内容
小学生	副読本	3種類 ・低学年向け ・中学年向け ・高学年向け	『共通』 ○主な県産農林水産物の特徴や歴史、出荷時期、 産地、全国シェア、食文化等に関するこ ○生産から消費までの流れや工夫に関するこ ○生産者とのこだわりに関するこ ○その他子供たちへの地域への愛着心の醸成に 効果的な取組に関するこ
中学生	動画コン テンツ	①基礎編 1本	『中学生』 ○スマート農業を含む今後の農林水産業に関するこ ○キャリア教育、SDGs、環境問題等を踏まえた 農林水産業の課題や可能性に関するこ
		②テーマ別 ・米 ・野菜 ・果実 ・畜産物 ・水産物 5本 以上	『中学生』 ○スマート農業を含む今後の農林水産業に関するこ ○キャリア教育、SDGs、環境問題等を踏まえた 農林水産業の課題や可能性に関するこ

### (2) 教材の制作

受託者が各教材を制作する際における条件は、次のとおり。

- ・小中学生の視点（疑問、驚き、発見等）を取り入れた構成とすること。
- ・教材は、学校給食における県内農林水産物を使った献立の提供に併せて、各学校での様々な授業や食育活動等において使用されることを前提として制作し、業務期間終了後も学校等で活用できる内容とすること。
- ・教材ごとに、ねらい、コンテ、活用や視聴数等を伸ばすための方策について県に事前協議し、合意を得た上で取材・制作を進めること。
- ・制作にあたっては、「おいしい！広島」ロゴマークを使用すること。
- ・テーマ別動画コンテンツの制作にあたっては、生産者等への取材を必ず実施することとし、教材ごとの取材日数はそれぞれ1日程度を想定すること。なお、複数の教材制作に必要となる取材を同時に実施することは可能とする。
- また、副読本及び基礎編動画コンテンツの制作にあたっては、必要に応じて取材を実施すること。
- ・取材・撮影日の場所確保及びスケジュール調整、取材先・カメラマン・動画出演者等の関係者との事前調整等、取材・撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。  
なお、取材・撮影に伴う経費は、すべて委託料に含まれる。
- また、取材先・出演者等の選定は、原則県において行う。
- ・取材相手方、出演者等の肖像権及び音楽の著作権等に関する調整を行い、SNS (YouTubeを含む) 上での配信や、ウェブサイトへの掲載、その他二次利用することへの同意を得るとともに、料金等を支払う必要がある場合は委託料の範囲内で行うこと。
- ・納品前に県の確認を受けること。納品までに、2回程度の修正等の依頼に対応すること。

#### ア 副読本

- ・受託者は、(1) の内容に関する副教材を低学年用（初級）・中学年用（中級）・高学

- 年用（上級）など、児童の成長の段階に合わせ3種類作成すること。
- 写真やイメージ図とともに、クイズ形式を取り入れるなど、学校での授業のみならず家庭での学習時においても楽しく学べる内容とすること。

#### イ 動画コンテンツ

- 受託者は、（1）の内容に関する動画として、①基礎編を1本、②テーマ別を5本以上制作すること。
  - ①基礎編については、ア 副読本の内容に沿った題材とすること。
  - ②テーマ別については、県産農林水産物のうち米・野菜・果実・畜産物・水産物を題材にそれぞれ制作することとし、具体的な品目については県と協議して決定する。
- 県産農林水産物や農林水産業に関する理解促進とともに、将来の職業選択の観点から農林水産業など広島の食に関わる業界について関心を高めるなどの就業感の醸成にもつながる内容とすること。
- 動画コンテンツについて、①基礎編は3分程度、②テーマ別は、1テーマあたり10分程度とし、3分程度ごとに内容の区切りを設け、各動画を単独で視聴した場合でも内容が伝わるように、2～3章立ての構成とすること。
- Youtube等での公開を想定したサムネイル画像とともに、HP等への掲載の際に動画リンクへの導線となるバナー画像について、制作する動画毎にそれぞれ作成すること。

#### （3）教材の活用促進に向けた方策

受託者は、この業務を通じて達成したい指標の達成に加え、（2）で制作した副読本や動画コンテンツが積極的に活用されるよう方策を講じる。

##### ア 学校での活用促進のための資材制作

- 各学校において、本事業で制作した副読本や動画を用いた授業を実施する際、補助教材や興味関心を持つきっかけとなる資材として活用できるように、各副読本・動画の要点をまとめたワークシートやノベルティの制作等、必要な取組を実施すること。

#### イ 学校以外での活用の促進（自由提案）

- 児童生徒の保護者や子育て世代の方向けにも制作した教材をきっかけに食育が実施できるように、リーフレット制作やSNSでのPR等、必要な取組を実施すること。
- 動画コンテンツについては、視聴数を伸ばすための取組を実施すること。
- 事業者は、動画1本につき、合計再生回数<sup>※1</sup>の目標を設定すること。
- 全動画の総再生回数<sup>※2</sup>の目標数値を●回以上（企画提案に基づき記載）とすること。
- 制作した動画ごとに、方策（媒体、期間等）の想定値とその考え方を県に示し、県の合意を得た上で実施する。

※1 県公式SNS（YouTube、X）における動画の再生回数の合計。

※2 全動画の※1の総合計。

#### （4）その他

##### ア 教材の展開・資材の配布等

- 副読本・動画コンテンツは、県公式HP及びYouTubeのほか、県が別に指定するHPでの公開・配信を基本とする。

- ・作成した活用促進資材等について、受託者は、県が指定する県内小中学校等に対して配布すること。

#### イ 必要な経費の支払い

- ・本業務の目標を達成するために必要な取組を実施するにあたり必要な費用を負担し、その経費の支払い業務を行うこと。
- ・経費については、事前に県と協議した上で必要と認めた経費とし、受託者の人件費は含まないものとする。

## 6 県との調整

### (1) 打ち合わせ

#### ア 定期

受託者は、業務の遂行にあたり、原則として県と月2回程度の定期的な打合せを行うほか、必要に応じて臨時の打合せを行うものとする。なお、受託者の旅費（実費）は委託料に含まれる。打合せについては次のような内容を主に想定している。

- ・副読本及び動画コンテンツ制作に係る企画会議
- ・業務の進捗状況、対応結果、今後の予定等の共有
- ・教材の活用や視聴数増加に向けた手法の検討及び検証
- ・食育及び動画制作のトレンド等の参考情報の提供 等

#### イ 報告

受託者は、県との打合せにおいて、事前に資料を共有するとともに、結果を記録にまとめ、速やかに県に提出するものとする。

### (2) その他

受託者は、業務の実施に際し、県の要請に速やかに応じること。

## 7 実施体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。なお、受託者がグループ企業体の場合には、以下の受託者代表業務を行うこと。

- ・業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、広島県販売・連携推進課との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業との密接な連絡・調整を行うこと。
- ・委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- ・他の構成企業も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

## 8 提出書類・成果物

ドキュメント類については、紙3部及び電子媒体で提出すること。

プログラム言語等の特殊なものを除き、日本語を使用し作成すること。

なお、成果物以外で、本業務の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。

### (1) スケジュール表

契約期間の全体スケジュールを契約締結後14日以内に提出すること。

### (2) 進捗管理報告書

毎月、翌月10日までに電子データで業務や目標達成の進捗状況を提出すること。

### (3) 教材

#### ア 副読本

県が別に指定する HP 等に掲載できるよう電子データを作成し、県に納品すること。

また、PDF 形式等で納品するほか、副読本を使用する栄養教諭等が必要に応じて加工・編集をすることが可能な形式（Word 形式等）でも納品をすること。納期は県と協議・調整し、県から指示を行うものとする。

#### イ 動画コンテンツ

県公式 SNS（YouTube、X）への掲載に対応した形式（例：MPEG4 形式）で納品すること。

納期は県と協議・調整し、県から指示を行うものとする。

### (4) 経費等の支払い実績表

支払い先、月日、内容、金額などを記入した報告書について、毎月翌月 10 日までに提出すること。

### (5) 業務完了報告書

業務全体の報告書（収支決算書、実施内容・実績、課題及び改善策など）を業務委託終了後から 10 日以内に提出すること。

## 9 成果の帰属

- (1) 本業務のうち、副読本及び動画コンテンツの制作、教材の活用促進に向けた方策により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。
- (3) 受託者は、別添「業務委託契約約款」の第 11 条の規定のとおり、著作者人格権の制限を許諾するものとする。

## 10 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止（再委託等の制限）

受託者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、広島県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報（及び電磁的情報記録）を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」及び情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

### (3) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできない。なお、委託業務終了後においても同様とする。ただし、広島県が許可した場合はその限りではない。

### (4) 立入検査等

広島県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告さ

せ、又は事務所に立ち入り、関係帳票類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

## 11 その他

- (1) 業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。
- (2) 委託費には、教材等の制作費及び学校等への配付費、人件費等、業務にかかるすべての経費を含むこと。
- (3) 業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び本仕様書に記載のない事項又は業務上疑惑が生じた場合は、広島県と受託者とで協議して業務を行うものとする。
- (4) 受託者は広島県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施することとし、事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。